

事務連絡
令和4年7月26日

各 都道府県・市町村 民生主管部生活保護担当課 御中

厚生労働省社会・援護局保護課

訪問計画に基づく訪問の取扱いの見直しについて

生活保護行政の推進については、平素より格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）」（令和4年7月26日付社援発 0726 第3号 厚生労働省社会・援護局長通知）及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について（通知）」（令和4年7月26日付社援保発 0726 第1号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、それぞれ「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第12の1（2）及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の第12の間4及び間5を改正し、訪問計画に基づく訪問の取扱い及び運用上の留意事項についてお示ししたところですので、お知らせいたします。

また、今回の改正内容や趣旨等を記載した別添資料も踏まえつつ、適切にご対応いただくとともに、都道府県におかれましては、管内実施機関に対する周知をお願いいたします。

なお、今般の訪問計画に基づく訪問の取扱いの改正については、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）において、ケースワーク業務の一部外部委託化の提案を受け、「現行制度で外部委託が困難な業務については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされたことを踏まえたものでもあることを申し添えます。

家庭訪問の方法に関する取扱いの見直し①

- 現行上、訪問計画上の3回目以上の家庭訪問としてみなすことができる「①個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との連絡」の要件と同様に、外部の専門機関と連携することにより、必要な状況が確認できる場合として、②、③の要件を追加し、家庭訪問とみなすことができる範囲の拡大を図るもの。

※なお、訪問計画以外に訪問することが必要である場合、随時に訪問（臨時訪問）を行う取扱いについて変更するものではない。

	従来の取扱い	見直し後
訪問計画上の3回目以上の家庭訪問とみなすことができる場合	<p>以下の方法で必要な状況確認ができる場合</p> <p>① 被保護者本人からの個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との連絡</p>	<p>以下のいずれかの方法で必要な状況確認ができる場合</p> <p>① 被保護者本人からの個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との情報共有</p> <p>② 被保護者本人からの被保護者就労支援事業、被保護者健康管理支援事業への参加状況の報告及び被保護者就労支援事業、被保護者健康管理支援事業を実施する関係機関等との情報共有</p> <p>③ 支援関係者が参集する会議体（※）にケースワーカーが参加する場合、その場での情報共有</p>

※ 重層的支援体制整備事業における重層的支援会議、ケアマネジャーが参画するサービス担当者会議、成年後見制度を含めた権利擁護支援に関する具体的な支援方策等を検討・協議する場（ケース会議及び受任調整会議等）など、それぞれの制度における個別支援を行うための計画・プランを作成するための会議が想定される。

家庭訪問の方法に関する取扱いの見直し②

- 訪問計画上の3回目以上の家庭訪問とみなすことができる要件を満たす（必要な状況確認ができる）高齢者世帯であって、生活状況が安定しており大きな変化が生じにくい世帯として想定される（ア）又は緊急時に関係者との連絡調整が可能な体制が整っている（イ）のいずれかの要件を満たす場合に家庭訪問とみなすことができるものとして取り扱うもの。

※なお、訪問計画以外に訪問することが必要である場合、随時に訪問（臨時訪問）を行う取扱いについて変更するものではない。

	従来 の取扱い	見直し後
<p>訪問計画上の2回目以上の家庭訪問とみなすことができる場合 (高齢者世帯)</p>	<p>以下の方法で必要な状況確認ができる場合</p> <p>① 被保護者本人からの個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との連絡</p> <p>さらに、次の要件をすべて満たす高齢者世帯の場合</p> <p>(ア) 自己の能力によって家計管理や服薬等の健康管理が行われており、日常生活に支障がない</p> <p>(イ) 配食サービス等を活用した見守り支援や安否確認が定期的に行われており、緊急時に関係者との連絡調整が可能な体制が整っている</p>	<p>以下の<u>いずれか</u>の方法で必要な状況確認ができる場合</p> <p>① 被保護者本人からの個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との情報共有</p> <p>② 被保護者本人からの被保護者就労支援事業、被保護者健康管理支援事業への参加状況の報告及び被保護者就労支援事業、被保護者健康管理支援事業を実施する関係機関等との情報共有</p> <p>③ 支援関係者が参集する会議体（※）にケースワーカーが参加する場合、その場での情報共有</p> <p>さらに、次の要件のいずれかを満たす高齢者世帯の場合</p> <p>(ア) 自己の能力によって家計管理や服薬等の健康管理が行われており、日常生活に支障がない</p> <p>(イ) 配食サービス等を活用した見守り支援や安否確認が定期的に行われており、緊急時に関係者との連絡調整が可能な体制が整っている</p>

※ 重層的支援体制整備事業における重層的支援会議、ケアマネジャーが参画するサービス担当者会議、成年後見制度を含めた権利擁護支援に関する具体的な支援方策等を検討・協議する場（ケース会議及び受任調整会議等）など、それぞれの制度における個別支援を行うための計画・プランを作成するための会議が想定される。

家庭訪問の方法に関する取扱いの見直しに関する留意事項について

- 今回の家庭訪問の方法に関する取扱いの見直しにあたっては、各自治体等からのご意見も踏まえ、以下のような留意事項を通知等で明示した上で実施する。

留意事項

<今回の見直しの趣旨について>

- ・ 福祉事務所以外の他機関との連携によって、それらの機関が有する専門性を統合し支援に活用されることが望ましく、ケースワーカーが専門性を活かして向き合うべき本来のケースワーク業務に充てられる時間を確保しやすくなることによって、生活保護における支援の質を高めることができるとともに、結果的にケースワーカーの業務負担軽減にもつながることが期待される。
- ・ 家庭訪問とみなすことができる場合を示すものであり、該当するケースについて一律に家庭訪問とみなさなければならないものではない。

<必要な訪問が行われなくなるとの懸念について>

- ・ 家庭訪問とみなすことができるのは、情報共有等により必要な状況確認ができる場合に限られる。福祉事務所において、状況確認が十分にできないと判断される場合には、家庭訪問とみなすことはできない。
- ・ 情報共有等により必要な状況が確認できていたとしても、福祉事務所において、対面による助言・指導等のために訪問が必要と判断した場合においては、適切に訪問を行うことが適当である。

<会議体における情報共有について>

- ・ 会議体に参加することのみをもって家庭訪問とみなすことができるとする趣旨ではなく、会議に参加している複数の参加者から多角的な情報を共有すること等により、被保護者の必要な状況確認ができる場合に家庭訪問とみなすことができるものである。
- ・ 併せて関係機関との連携の促進にも留意すべきである。
- ・ 会議体での情報共有にあたっては、各地方公共団体の個人情報保護条例等を踏まえた被保護者の個人情報の取扱いについての配慮が必要である。